

「基本的考え方」(概要案)に対する主な意見の要旨及び意見数一覧

1. 賛成

番号	意見要旨	意見数
1	景観への支障がある	9
2	動植物・生態系への影響を懸念	8
3	設置場所周辺も含め環境調査を行い、建設後においてもモニタリング等による調査結果の蓄積必要	4
4	騒音の問題がある	3
5	風力発電施設は技術的に未成熟で、安全性や稼働能力に疑問がある	3
6	普通地域においても環境調査の実施等特別地域に準じた指針作成が必要	3
7	計画段階から自然環境への十分な配慮を行うガイドラインの作成等が必要	3
8	他地域でのデータを用い、強い必然性がある場合にのみ許されるべき	2
9	国立・国定公園の指定目的を忘れるべきでない	2
10	「植生の復元等が困難な地域」を具体的に示し、この地域での基準作りを行うべき	2
11	温暖化対策も風力発電のみに固執すべきでない	2
12	環境調査が必要となる場合、関係施設も含めた面積とすべき	2
13	環境調査等においては専門家た地域の市民団体の意見を聞きモニタリングを行うこと	2
14	日本における自然環境と調和したエネルギーシステムの構築について議論すべき	2
15	風車の設置の際に野生生物への影響の防止だけでなく、生態系及び生物多様性への影響の防止とするべき	2
16	エネルギー供給側のみならず、省エネ等需要側での代替手段の検討必要	1
17	法アセスに則った基準の作成が急務	1
18	十分な環境影響調査が必要	1
19	風力発電施設は一般的建造物とは異なるもので、景観への影響も分けて判断必要	1
20	公園地域での風車設置が誰に直接メリットをもたらすか明確にすべき	1
21	建設計画のある箇所事例を中心に地権区分や土地利用、公園見直し等も含め継続的な議論必要	1
22	自然エネルギーの利用には自然環境へ配慮した小型風力発電施設や太陽光なども総合的に取り入れるべき	1
23	概ね妥当。詳細や運用時において、具体的モデル事例にもとづき、実効性のある基準作りにつなげるべき	1
24	普通地域は原則許可とし、特別地域では風景の保護上大きな支障があるときに必要な措置を講じる必要性を条件付け対応必要	1
25	わずかな土地に設置でき、容易に撤去できるものに限るべき	1
26	大都市等電力需要の大きい地域に作るべき	1
27	公園外で自然環境に影響を及ぼさない代替地がある場合は、公園内での立地の必然性がない	1
28	新たな取付道路ではなく、既設道路を利用すべき	1
29	風の通り道が渡り鳥等鳥類にとっても重要な地点であることを認識すべき	1
30	設置は特認地域に限る等の対応が必要	1
31	野生生物について調査研究の推進だけでなく、調査結果に基づき得られた知見による審査基準の強化を検討すること	1
32	国立公園は原始的自然風景地と既存観光地と大別され、自然環境の特質について2つの側面から記載すべき	1
33	風車は単なる工作物と見れば自然風景にとってマイナスだが、温暖化防止等の観点からみれば自然とマッチするように見え、日本が国家として地球温暖化を防止し、環境を保全する理念をもっていることを示すものと扱われることを整理すべき	1
34	大規模だけではなくすべてについて、専門家や市民団体の意見を聞き審査内容に反映させるべき	1
35	現在の小規模の風車の規模を例に、大規模風車の定義を行うべき	1
36	自然環境への影響があるものは、原則、建設できないこととすべき	1
37	都市部に近接する洋上でのウィンドファームを推進すべき	1
38	物珍しいのは当初のみで、設置前から維持管理費等経費を予め把握しなければならない	1
39	コウモリ類についての影響が懸念。特にライトアップにより誘引の可能性がある。	1

2. 反対

番号	意見要旨	意見数
1	クリーンエネルギーの普及 / 温暖化防止により努める必要がある	57
2	風車は風景と調和 / 親和性がある	31
3	概要案は首相の方針に反する	22
4	景観評価は主観的	12
5	一律的基準を設けるのではなく、地元住民や自治体の意見をもとに個別の判断が必要	12
6	風況が良いところでないと建てる意味がない	8
7	観光資源として有効	8
8	地域性を考慮し、2特・3特・普通地域では緩和が必要	7
9	既にある程度の人工構造物が存在し風景が改変されている場所では風景への影響が小さいので、柔軟な対応が必要	6
10	知事権限の国立・県立自然公園における判断は知事の裁量に委ねるべき	6
11	保護対象とする景観には様々な段階があり、景観は地域の住民の生活とは分かちがたいもの	6
12	景観への影響はレイアウトの工夫で軽減可能	4
13	地域住民の意見を聞き、個別の判断が必要	4
14	風力発電の公益性に対する考慮が欠けている	3
15	ケーブルを地下埋設する、地域特性に応じた環境影響評価を行うこと等を条件に認める	2
16	すべての国立・国定公園が優れた風景地ではなく、柔軟な対応が必要	2
17	主たる展望地について各公園毎に明確化して欲しい	2
18	風力を始めとする自然エネルギーの活用をどのように考えるか、という議論が欠けている	2
19	鳥類への影響については未解明	1
20	バードストライクは風車に限られるものではない	1
21	数値基準の有益性が説明されていない	1
22	環境経済の見地から自然公園を活用した自然エネルギーの導入促進の可能性を前提とすべき	1
23	鳥類への影響評価について既に有効なアプローチがある	1
24	景観への慣れや価値観の変化により、地域住民の合意が形成されやすくなる	1
25	風車は他の発電施設と比べると撤去が容易で、問題が生じたら撤去すればよい	1
26	三重県では設置ができて、他の地域で設置できないのはおかしい	1
27	そもそも国立・国定公園の面積が大きすぎるのが問題	1
28	大型風力発電機の学術研究用の風車はなく、基準に組み込むのは意味がない	1
29	歴史的な文化遺産となる最小限の地区を設定し、それ以外では風車の建設が推進できるよう法の改正を行うべき	1
30	現在の景観を保持するだけでなく、新しい景観を作っていくことも必要	1
31	山の尾根上への風車建設は中腹に建設するよりも建設コストが下がり利用率が上がることもあり、山頂付近への建設も景観が許される範囲内で認めて欲しい	1
32	市の全域が国立公園に入っている場合などに即した整理が必要	1
33	公園の見直し等も視野に入れて検討すべき	1
34	公園区域外の緑地保全地区等における基準の策定を要望	1

3. 規制強化

番号	意見要旨	意見数
1	施設が巨大すぎ、わが国の小規模で繊細な景観には調和する規模ではない。	17
2	動植物への影響が懸念され、慎重な影響評価を行う必要がある	17
3	特段の規制を緩和する必要性は認められない	11
4	国立・国定公園は日本を代表する風景地として多くの人に感動を与えてくれる特別な場所で、それ自体代替性を持たない場所	13
5	国立・国定公園への立地を検討する前に、より適切な立地選定の検討がなされる必要がある	2
6	国立・国定公園自体公益性を有するものであり、風力発電の公益性と比較衡量されるべきでない	5
7	強風域はすべて自然公園に限られていないため、自然公園区域外へ設置すべき	5
8	一度破壊された自然を元に戻すのはほとんど不可能に近い程困難	5
9	計画時・工事中・建設後においても継続して環境影響評価を行うことが必要	4
10	鳥類に対する影響は国立・国定公園外においても検討されるべきこと	3
11	専門家による徹底した環境影響調査の結果を踏まえ評価基準を設定すべき	3
12	風力発電施設のコストパフォーマンスに疑問	3
13	事前調査は面積要件によらず1基からでも行うべき	3
14	生態系に配慮した政策実現が必要	2
15	風力発電は洋上で行うべき	2
16	国立・国定公園区域外においても禁止することが適当	2
17	自然との調和のとれた開発技術に対する援助が必要	2
18	計画時点からアセスメントが必要	2
19	クリーンエネルギーという価値観のみが一人歩きしている状況にあるので、メリット・デメリットを示し、より幅広い国民の関心を引き出し議論が必要。	2
20	風力発電以外の代替的手段を検討すべき	2
21	既存の風力発電から情報提供やモニタリングが必要	2
22	国立・国定公園の風景保護のため、確固たる姿勢が必要	2
23	風力発電が環境に与える影響を低減させる進歩が見られるまで、国立・国定公園内での設置の判断は時期尚早	1
24	自然公園区域外への設置であっても自然公園区域内の景観が変化することも考えるべき	1
25	自然環境保全法は約30年を経過し、かつ環境に対する国民の認識と理解が高まっており、法の抜本的改正と運用の強化をすべき	1
26	風力発電施設の基本に戻り、身の丈にあった小規模な設備にすべき	1
27	エアースポーツ等公園利用に障害となる。	1
28	クリーン、安全な施設であれば、電力の大消費地の近くに建設すべき	1
29	公園事業付帯施設についても除かれるべき	1
30	既に設置された施設について周辺住民等を含め引き続きモニタリングし、改善点があれば直ちに反映できるようなシステム構築必要	1
31	国立・国定公園の役割について景観に重きを置いて、野生生物の保護・生物多様性の保全に関してはまだお題目だけ唱えているように見える	1
32	県や市町村等地元地域に国立公園として認知されていない現状	1
33	国立公園をあずかる市町村の地域ビジョン・新エネルギービジョンを策定し、どうしても風力発電施設を必要とする際は公園指定もはずすべきで例外規定を設け一部容認するような基準は必要ない	1
34	環境影響評価には音や低周波の評価項目を組み込むべき	1
35	国立・国定公園内への建設の場合や10基以上のウィンドファームの建設をアセス対象事業とすべき	1
35	四季の変化により景観の色彩も変わることを考慮すべき	1
36	まず分散型発電、コジェネレーションシステムを構築すべき	1
37	地域のコンセンサスが絶対条件	1
38	個々のケースに関し環境影響評価の結果を基に客観的な立場での審査会等での審査を原則とすべき	1

39	自然公園内の景観管理だけでなく、周辺の区域外の景観等国土全域における自然景観のあるべき姿を描くための理念や法制度の仕組みの構築を検討することが必要	1
40	最高高さは30 m以下とすべき	1
41	公園区域外のガイドラインを策定するか、環境庁「風力発電導入マニュアル」の改訂を行うべき。	1

